

障がい福祉関係給付制度のご案内



制度名	内容	基準等級	手当額 (月額)
特別児童扶養手当	身体や精神、知的に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを家庭で監護している父親もしくは母親または養育者に対して手当を支給する制度です。	1級該当児童とは	(対象児童一人につき) 55,350円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A判定 精神保健福祉手帳1級に相当する状態です。 	
障害児福祉手当	身体や精神、知的に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の障がいのあるお子さんに対して手当を支給する制度です。	2級該当児童とは	(対象児童一人につき) 36,860円
		<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳3級 療育手帳B判定 精神保健福祉手帳2級以上に相当する状態です。 	
特別障害者手当	身体や精神、知的に著しく重度の障がい2つ以上あてはまる状態であり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の障がいのある人に対して手当を支給する制度です。	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳2級以上 療育手帳A1 精神保健福祉手帳1級 相当の障がい複数あてはまる状態、または上記の障がい1つあり、中程度相当の障がい複数あてはまる状態です。	28,840円

※これらの手当は、所得制限や受給資格要件がありますので、支給されない場合があります。
 ※給付の額は令和6年4月以降の額です。給付の額は、毎年改定されます。
 ※提出された診断書により認定を行うため、障害者手帳の基準等級と必ずしも一致するとは限りませんのでご注意ください。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL0967 (67) 2702

2025年農林業センサスが実施されます

農林業センサスとは？

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」として実施するもので、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための重要な調査です。

農林業センサスは、全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいべきものであり、1月中旬から2月にかけて村で任命した調査員が調査をお願いする各家庭を訪問します。皆様のご自宅や会社などに調査員が伺いましたら、調査に対してのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今回の調査もインターネットによる回答を推奨しています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、インターネット回答へのご協力をよろしくお願いいたします。



農林業センサス



農林水産省HP

〈問い合わせ〉企画観光課 企画係 TEL0967 (67) 1112